

新監査公表第 5 号

令和 7 年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により以下のとおり公表します。

令和 8 年 7 月 31 日

新潟市監査委員

古 俣 泰 規

同 伊 藤 秀 夫

同 細 野 弘 康

同 中 山 均

令和 7 年度包括外部監査テーマ
「文化・スポーツ振興に係る事務の執行及び管理状況について」

新潟市長が講じた措置

監査結果 報告書 の 頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
45	文化政策課	前ビジョン（新潟市文化創造交流都市ビジョン）の総括について 意見 1 前ビジョン（新潟市文化創造交流都市ビジョン）の総括として、新潟市文化創造推進委員会にて振り返りを行っているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などビジョン策定時と現状では前提が異なるという理由で取組及び認識された課題の説明をするにとどまっており、具体的な取組の結果及び評価が説明されていない。 少なくとも、コロナ禍前の期間は評価可能であり、コロナ禍における社会情勢の変化を受けての対応自体を評価する必要があったと考える。また、深度ある総括を実施するためには、前ビジョン策定当初に設定された成果指標に対する実績資料や上位計画である新潟市総合計画 2030 の策定時の総括資料なども新潟市文化創造推進委員会に提供した方が望ましかったのではないかと考える。	前ビジョンの総括については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化芸術活動を取り巻く環境や市民の行動様式が大きく変化したことから、当初想定した成果や課題を単純に評価することが困難であると考え、主に取組状況や課題の整理を中心に実施しました。一方で、コロナ禍以前の期間における取組の成果や、社会情勢の変化に対応するために実施した取組の有効性等については、外部有識者に可能な範囲で説明し、評価を行うことが重要であったと認識しています。 総括にあたっては、指標の実績や総合計画等における検証結果などを活用することで、より客観的かつ多面的な分析につながるものと考えていますので、現ビジョンでは、社会情勢等が変化した場合においても、外部有識者に実施状況等を適切に説明し、実効性のある総括を行います。 【不措置】
48	文化政策課	政策指標の設定について 意見 2 新潟市文化創造都市ビジョンとしての政策指標が設定されていない。	新潟市文化創造都市ビジョンは、本市の文化芸術関連施策を効果的、効率的に推進する

		新潟市文化創造都市ビジョンは、基本理念及び施策推進上の視点の明確化という概念的な部分が主となっているため、ビジョンの理念の実現を目標としてPDCA サイクルを回せるような具体的な政策指標を設定する必要があると考える。	ための指針となるものですが、ビジョンの効果等を把握し、今後の改善につなげる観点から、総合計画や各事業における指標との整合を図りながら、ビジョンの進捗状況等を確認できる指標の設定を検討します。 【検討中】
48	文化政策課	管理施設の修繕について（新潟市會津八一記念館） 意見 3 指定管理業務における管理施設である空調機器について、定期点検の結果、予防保全を含めて修繕が必要との見積書が業者から出ている。予防保全を含めた計画的な修繕を行う必要があり、修繕計画を策定することが望ましい。 なお、見積金額が 250 万円を超えるため、基本協定書に従い、指定管理者ではなく新潟市が実施することになる。	會津八一記念館では空調機器の他に監視カメラ及び温湿度監視記録計についても修繕ないし交換の必要が生じていることから、令和 9 年度予算要求を行っているところだ。 【検討中】
49	文化政策課	管理物品について（新潟市會津八一記念館） 意見 4 「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」の別紙 1 の「2 管理物品」（1 備品等）に関して、具体的な内訳（品目、数量等）が記載されていない。 対象となる備品を特定して双方理解するためにも、一般備品について品目や数量等を具体的に記載し対象備品を明確にする必要がある。	指定管理者と調査を行い、対象となる備品を特定し、品目や数量等を明確にしました。令和 11 年度からの次期指定管理期間が始まる際に締結する「新潟市會津八一記念館と管理に関する基本協定書」には、備品の具体的な内訳を記載します。 【措置済み】
51	文化政策課	月例報告について（新潟市會津八一記念館） 意見 5 「新潟市會津八一記念館の管理に関する基本協定書」の定めに従い、指定管理者が市に月例報告を実施しているが、新潟市會津八一記念館では常設展は無く、複数月にまたぐ特別展・企画展のみ開催しているため、特別展・企画展ごとの実績確認や進捗管理が有用と考えられる。そのため、月例報告においては、特別展・企画展ごとの状況報告を行うことも考えられ、さらには報告頻度についても必要性や双方の事務負担を考慮して見直すことも一案である。	本市では、各施設における月ごとの入館者数統計調査も行われていることから、従来どおり月例報告を求めることとします。 なお、月ごとの入館者数だけでなく企画展・特別展ごとの実績確認や進捗管理も有用と考えられることから、特別展・企画展が終了した月の月例報告にて報告を受け、実績確認や進捗管理を行います。 【不措置】
52	文化政策課	年度事業報告について（新潟市會津八一記念館） 指摘 1 年度事業報告の一つである「公の施設目標管理型評価書」を年度終了後 30 日以内に提出することが求められているが、期限内に提出され	令和 7 年度分の「公の施設目標管理型評価書」は 4 月 30 日までに提出されました。今後も期限内に提出されるよう指導します。

		ていない。	【措置済み】
52	文化政策課	「公の施設目標管理型評価書」の公表について（新潟市會津八一記念館） 指摘 2 新潟市會津八一記念館の公の施設目標管理型評価書については、7月8日に所管課による総合評価（所見）が記載されていたが、9月30日現在では新潟市のホームページにて公表されていなかった。評価が完了した時点でタイムリーに公表する必要がある。	令和6年度分については、令和7年8月27日に市ホームページにて公開済です。 今後も適切な時期に公開します。 【措置済み】
53	文化政策課	アンケートの実施結果について（新潟市會津八一記念館） 意見 6 年度報告において、アンケートの実施結果は記載されているがコメントへの対応は新潟市に報告されていない。新潟市としてコメント対応の内容について入手し、検討することが望ましい。	指定管理者に対し、令和7年度年間報告書提出時から、アンケートに関する報告を含めるよう指導し、改善を要するコメントに可能な範囲で対応していることを確認しました。 【措置済み】
54	文化政策課	新潟市歴史資料及び文学資料取得基金に属する歴史資料等について 意見 7 平成12年度に新潟市歴史資料及び文学資料取得基金にて取得した「良寛「法華讃」毛筆17面 額装」3,600万円については、取得後25年以上経過しているが、基金の財産として据え置かれているため、一般会計で再取得することが望ましい。	本市の財政状況を踏まえ、買戻しに向けて関係課と協議を行っていきます。 【検討中】
55	文化政策課	新潟市歴史資料及び文学資料取得基金の必要性及び存在意義の再検討 意見 8 新潟市歴史資料及び文学資料取得基金は平成6年4月1日に設置され、設置後30年以上経過している。現状休眠状態となっていることを勘案すれば、基金の必要性や存在意義などが設置時から変化している可能性もあるため、改めて基金の必要性・存在意義を検討することが望ましい。	基金活用の目的や、さらなる活用の手段を改めて考え、財務当局や新潟市歴史資料及び文学資料選定委員と協議していきます。 【検討中】
57	文化政策課	目標管理について（ガタマニア） 意見 9 新潟市マンガ・アニメ情報発信サイト「ガタマニア」の事業として、PV数などの実績値は集	新潟市マンガ・アニメ情報発信サイト「ガタマニア」については、令和7年1月に開設し、

		計されているが目標値が設定されていない。また、複数年度での実績の推移を集計していないため、足元の状況の良否の判断が出来ない状況にある。 PV 数等をどの程度増加させるか目標値を設定した上で、必要となる事業を計画し実施することが必要である。その上で、実績推移を把握し、目標達成度を計りながらモニタリングする必要があると考える。	令和 7 年度は PV 数の実績を見ながら、情報発信の回数を重ねることに注力しました。記事更新回数については、年間 24 回を目標にしましたが、目標を上回る 40 回を達成しました。 令和 8 年度は、昨年度 PV 数実績値を上回ることを目標に記事更新を実施するとともに、実績推移を把握し、モニタリングを行います。 【検討中】
57	文化政策課	募集要項について（新潟市マンガ・アニメ情報館及び新潟市マンガの家） 指摘 3 公募で指定管理者が選定されているが、応募者が 1 者であるにもかかわらず募集要項では申請資格に地域要件が付されている。 地域要件は、十分な競争が働く場合に限り設定が可能とされているため、複数の応募者を募れるように、申請資格に地域要件を付さずに募集することが適切であると考え。	次回指定管理者公募にあたり、令和 9 年度に評価者会議を開催する予定ですが、申請資格に地域要件を付さずに募集することを検討します。 【検討中】
58	文化政策課	アンケートの実施結果について（新潟市マンガ・アニメ情報館及び新潟市マンガの家） 意見 10 月例報告にアンケートに関する報告があるが、年間報告には記載が無い。 年間報告は、指定管理者の業務について、すべての報告書を総括し、年間を通じての管理運営状況の把握と実施状況の整理をさせるものであり、基本協定書の第 22 条第 2 項においても、アンケートの結果及び対応の報告を求めていることから、年間報告でアンケートに関する報告をすべきと考える。	指定管理者に対し、令和 7 年度年間報告書提出時から、アンケートに関する報告を含めるよう指導し、令和 8 年 6 月に提出されました。 【措置済み】
59	文化政策課	「にいがた市民文学」の在庫について（市民文学発刊事業） 意見 11 毎年度発刊されている「にいがた市民文学」は、第 1 回分から在庫が保有されており、今後も在庫が増加することが推測される。 在庫管理の負担等を考慮して、在庫の保有期間や保有数量を定めるなど方針を検討することが有用であると考え。	第 13 回（H22）分までは各年度 10 冊以下を保管、第 14 回（H23）以降分は各年度 20 冊以下を保管になっていましたが、保管期間 5 年を過ぎたものは 10 冊以下保管に改めました。 また、印刷部数を最低限とし、在庫が増加しないよう引き続き管理します。 【措置済み】
61	文化政策課	作品図録の在庫について（新潟市美術展） 意見 12 新潟市美術展の作品図録の在庫に関する記	平成 20 年度第 40 回以降分については、在

		録が、第 39 回以前分について残されていない。 記録が無いため販売したのか廃棄処分したのか不明な状況であり記録を残す必要がある。 また、現状では廃棄に関するルールも存在しないため、ルールを設ける必要があると考える。	庫管理表があるため、今後も引き続き記録を残していきます。 また、各年度 20 部、保管期間を原則 5 年間で定め、保管することとしました。 【措置済み】
66	(公財) 會津八一記念館	中期計画について 意見 13 中期計画が令和 4 年 7 月に作成されたものから更新されていない。当時はコロナ禍で収束が見込めない状況であり、内容が現在の環境と整合していない部分がある。 事業運営をする前提となる環境に重要な変化があれば、適時に中期計画の見直しをすることが望ましい。	令和 8 年 7 月が更新時期でもあり、このタイミングで新たな計画を策定する予定です。 【検討中】
67	(公財) 會津八一記念館	役員の欠格事由の確認について 意見 14 (公財) 會津八一記念館においては、役員の就任時及び重任時には欠格事由等の確認書を入手していない。 法人のリスク管理の観点から、就任時及び重任時には、欠格事由について対象者に十分な説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。	役員全員が改選となる令和 8 年 5 月の理事会及び評議員会から就任、重任ともに欠格事由の確認書を記入してもらい、入手しました。 【措置済み】
69	(公財) 會津八一記念館	有価証券の購入について 指摘 4 理事会で決議された銘柄と異なる銘柄の有価証券を購入している。 記録が残されていないため詳細は不明であるが、理事会の決議を翻すのであれば、再度理事会での審議をするか、それに代わる内部での承認決裁を得る必要がある。	令和 8 年 3 月末の理事会及び評議員会で過去の理事会決定と異なる償還期間 20 年の利付国債を購入していたことを報告し、追認されました。 【措置済み】
69	(公財) 會津八一記念館	満期保有目的の債券について 指摘 5 利付国債は満期保有目的の債券と分類しているが、満期保有目的の債券に分類するためには一定の条件を満たす必要がある。保有目的の分類は取得時に行う必要があるが、取得時に満期保有の要件について法人としての明確な意思決定がされていない。	令和 8 年 3 月末の理事会及び評議員会で、利付国債の満期保有の意思決定を行いました。 【措置済み】
70	(公財) 會津八一記念館	基金の資産運用について 意見 15 満期保有目的の債券である利付国債の一部	検討の結果、令和 8 年 3 月末の理事会及び

		を収蔵品取得基金として計上している。償還日である 2032 年 3 月 20 日まで使えない状態にあり、収蔵品取得基金の趣旨と矛盾している。基金の趣旨に沿った資産運用を行う、又は、基金に余剰資金があるのであれば基金の設定額の見直しを行うなど、基金の設計・運用を再検討することが望ましい。	評議員会で、収蔵品取得基金から利付国債の 1,000 万円を除外することを議決しました。具体的な除外方法については税理士事務所と協議中です。 【検討中】
70	(公財) 會津八一記念館	賞与引当金について 指摘 6 翌年度の夏季賞与支給見込額は、年度末時点において引当金計上の要件を満たしているため、当期の負担に属する金額を財務諸表において賞与引当金として計上する必要があるが、賞与引当金が計上されていない。また、賞与引当金に対応する社会保険料会社負担見込額も負債計上する必要がある。 なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。	夏季賞与及びこれに対応する社会保険料会社負担分の引当金計上については、顧問税理士事務所と協議した結果、令和 8 年 3 月末の理事会及び評議員会で、重要性の原則を適用して省略することを決定しました。 【措置済み】
72	(公財) 會津八一記念館	職員の退職手当規程について 意見 16 職員の退職手当に関する規程が制定されていない。退職手当については、改正給与規程において理事長が別に定めると記述されているのみである。 規程の必要性や制定されていないことのリスクも考慮して、退職手当に関する規程を制定することが望ましい。	職員の退職手当規程は退職後の生活を左右する重要な規程であることから、令和 8 年 3 月末の理事会及び評議員会では、新潟市職員退職手当支給条例や市の指定管理者となっている他の財団の規程も参考にして整備する方針が承認されました。 【検討中】
72	(公財) 會津八一記念館	退職給付引当金について 指摘 7 退職給付引当金が 215 千円過大に計上されている。原因は究明されていないが、同様の誤りを防止するために、退職給付引当金の当年度増減額だけでなく引当金の残高自体を新潟市との確認資料と照合する必要がある。	退職給付引当金が 215 千円過大に計上されていることについては、確認できる範囲を超える過去に発生しているため、原因を特定できません。令和 9 年 3 月末の理事会及び評議員会で 215 千円を適切に処理し、これを前提に再発防止のため、引当金残高を市と確認、照合していきます。 【検討中】
73	(公財) 會津八一記念館	館長の退職慰労金について 指摘 8 館長退職慰労金支給規定が作成されていないため、明文化して規定として整備する必要がある。 館長退職慰労金は、引当金計上の要件を	令和 2 年度第 1 回理事会及び評議員会で議決した館長の退職慰労金支給規程の内容を変えずに、体裁を整えて明文化し、令和 8 年 3 月末の理事会及び評議員会で、議決、施行

		満たしているため、年度末時点での支給見込額を館長退職慰労引当金として計上する必要があるが、計上されていない。 なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。	しました。 また、この慰労金の引当金計上は令和7年度の補正予算から計上し、同年度決算にも反映しました。 【措置済み】
74	(公財) 會津八一記念館	事務長退職慰労金について 指摘 9 事務長退職慰労金は、引当金計上の要件を満たしているため、年度末時点での支給見込額を事務長退職慰労引当金として計上する必要があるが、計上されていない。 なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。	事務長退職慰労金は令和7年度の補正予算から計上し、同年度決算にも反映しました。 【措置済み】
75	(公財) 會津八一記念館	税効果会計の適用要否の判断について 指摘 10 収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、決算において税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。 よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。	当財団の収益規模及び課税所得は、県や市に納める法人税等が毎年7万円の範囲に収まっています。顧問税理士事務所と協議した結果、平成20年の会計基準注解に規定された「重要性に乏しい場合」に該当すると考え、また公益法人会計基準に示された税効果会計適用の可否判定でも「重要性に乏しい」と判断し、令和8年3月末の理事会及び評議員会で、適用しないことを決定しました。 【措置済み】
80	新潟市美術館	美術資料取得基金により取得した美術品の一般会計による買戻しの対応について 意見 17 美術資料取得基金は美術品の取得を円滑かつ効率的に行うために設置されたものであり、取得した美術品は適時に一般会計にて買戻しを行うべきものである。しかし、将来的に136百万円 of 美術品を買い戻すとなると、通常の予算確保では対応できないことが想定される。予算の確保ができない場合には基金制度の有効活用が困難となるため、買戻しには関連部署も含めた長期的な視点での十分な検討が必要である。	美術資料取得基金により取得した美術品の一般会計による買戻しを含め、美術資料取得基金自体の見直しについて、関連部署と協議を進めています。 【検討中】
83	新潟市美術館	美術資料取得基金の見直しの検討について 意見 18 美術資料取得基金による美術品の取得は、令和元年を最後に行われておらず、現在において美術資料取得基金が有効に活用さ	美術資料取得基金により取得した美術品の一般会計による買戻しを含め、美術資料取得基金自体の見直しについて、関連部署と協

		れているとは言い難い。 また、基金の額は3億円とされているが、その結果、上述のように一般会計による買戻しが困難となるような美術品の購入がなされている。そして、3億円という金額は、そもそも新潟市が過去に美術館を整備し、美術品の収集を推進していく時代に設定されたものである。 このような状況において、美術資料取得基金の有効な活用方法を再検討すると同時に、基金自体の必要性や金額設定の見直しも視野に検討することが望ましい。	議を進めています。 【検討中】
83	新潟市美術館	収蔵庫不足に対する長期的な視点での検討について 意見 19 美術品の収蔵庫は美術品の品質を維持するために、施設の立地、規模、構造、外装及び内装、各種設備（空調、照明、防火・防犯・防災、展示など）などの様々な項目を総合的に考慮する必要がある、容易に代替できない。 現状、必ずしも収蔵庫の容量は不足していないが十分な余裕があるわけではない。美術品の収蔵庫について、どれだけ確保する必要があるのか、自前で保有するのか業者を利用するのかといった選択肢について、短期的に対応できるものではないと考えられることから、長期的な視点で方向性を検討することが必要であると考え。	将来的な収蔵庫不足を見据え、短期的には収蔵庫内の整理整頓や効率的な収納に努めます。長期的には、収蔵予測とそれに伴う残量を勘案し、当館と同様の収蔵環境を持つ博物館等と意見及び情報交換を行いながら、将来の方向性を検討していきます。 【検討中】
84	新潟市美術館	備品や美術品にかかる定期的な棚卸について 指摘 11 新潟市美術館では、備品や美術品については台帳を整備の上管理している。新たに取得したものや、処分したものについては現物確認の上、台帳に記録しているが、定期的な実地棚卸により、台帳と現物と突き合わせることは、現状行っていない。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。	5,000 点を超える美術品については、収蔵庫内のエリアごとにローテーションを組み、3 年程度で一巡する点検計画を策定し、令和 8 年度より 1 期目の現物との突き合わせ確認に着手します。また、備品については、令和 8 年度から原則毎年度 1 回は台帳と現物の突き合わせ確認を行うこととしました。 差異が発見された場合には原因調査を行います。 【検討中】
86	新潟市美術館	ホームページ更新にかかる一者随意契約について 意見 20 新潟市美術館では令和 6 年度にホームページの更新が行われているが、ホームページの更新において、ホームページのサーバーを管理し、かつ新潟市美術館のホームページ作成、保	今後同様の改修が必要になった場合は、入札参加資格者名簿を確認し、登録事業者への聞き取りなどにより、情報収集と比較を行った上で発注することを基本とします。

		守管理を行っている事業者と一者随意契約にて実施している。 しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、随意契約を締結する上での留意すべき事項として随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない旨、単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない旨が定められている。 新潟市のホームページへの移行は検討が行われているが、概算見積の入手とその金額の把握にとどまっており、ホームページ移行内容の検討を含む見積額削減の検討及びランニングコストの縮減を踏まえた検討を行うことは必要と考える。さらに、ホームページそのものをどうするかを含めた検討と、事業者の比較検討も必要ではないかと考える。	また、新潟市ホームページへの移行については、移行には一時的に多額の経費が必要なことから、新潟市ホームページの全市的なリニューアルが行われる際に合わせ検討します。 【検討中】
92	新潟市新津美術館	建物や空調設備等の老朽化に伴う工事のロードマップ作成について 意見 21 新潟市新津美術館は平成9年10月に開館し、28年が経過している。施設内は老朽化が進んでおり、空調設備については、改修周期には達していないもののすでに故障が頻発している。 空調設備の不調は美術館の存在意義にすら影響を及ぼしかねない重要な課題であるため、ロードマップ等を作成の上計画的に改修を行うことが望ましい。	空調設備を含めた次期改修工事について、建築部と保全相談を進めています。 【検討中】
92	新潟市新津美術館	新潟市美術館と新潟市新津美術館の環境と特性を踏まえた企画・運営のあり方の検討について 意見 22 新潟市が運営する美術館として、新潟市美術館と新潟市新津美術館と2つあるが、新潟市美術館については、駐車場のキャパシティの問題などがあり、多くの集客を意図した企画を行うには限界がある。一方、新潟市新津美術館は「花と遺跡のふるさと公園」内に立地し、隣接する新潟県立植物園や周辺文化施設などと連携した事業を展開し、野外劇場も有するなど幅広い企画が可能である上に、駐車場も十分確保されており、多くの集客が可能である。 美術館の目的として、必ずしも集客をすることが主たる目的ではないが、集客に限界がある新潟市美術館と多くの集客が可能な新潟市新津美術館の役割分担やすみ分けを考慮し、新潟市新津美術館はより集客を意識した企画・運営を行うなどの検討の余地があるものとする。	新潟市美術館と新潟市新津美術館の企画展開催の考え方を整理した中で、両美術館がそれぞれの設立経緯、立地条件、企画展開催実績などを考慮しつつ、「連携」かつ「補完」しあう関係として、一体的な運営を行うこと、また、経営的観点からも来館者増や各館の管理運営に必要な歳入確保に努めること、企画展の分担などを確認しました。 これに基づいて、新潟市新津美術館においては、広い駐車場を有していること、県立植物園など近隣に連携可能な施設があることなどの特徴を生かして、集客や地域連携を意識しながら、企画展の開催や館運営を進めることとしました。 【措置済み】

93	新潟市新津美術館	収蔵庫不足に対する長期的な視点での検討について 意見 23 美術品の収蔵庫は美術品の品質を維持するために、施設の立地、規模、構造、外装及び内装、各種設備（空調、照明、防火・防犯・防災、展示など）などの様々な項目を総合的に考慮する必要があり、容易に代替できない。 現状、必ずしも収蔵庫の容量は不足していないが十分な余裕があるわけではない。美術品の収蔵庫について、どれだけ確保する必要があるのか、自前で保有するのか業者を利用するのかといった選択肢について、短期的に対応できるものではないと考えられることから、長期的な視点で方向性を検討することが必要であると考え。	将来的な収蔵庫不足を見据え、短期的には収蔵庫内の整理整頓や効率的な収納に努めます。長期的には、収蔵予測とそれに伴う残量を勘案し、当館と同様の収蔵環境を持つ博物館等と意見及び情報交換を行いながら、将来の方向性を検討していきます。 【検討中】
94	新潟市新津美術館	備品や美術品にかかる定期的な棚卸について 指摘 12 新潟市新津美術館では、備品や美術品については台帳を整備の上管理している。新たに取得したものや、処分したのものについては現物確認の上、台帳に記録しているが、定期的な実地棚卸により、台帳と現物と突き合わせることは、現状行っていない。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。	新潟美術館で有している約 900 点の美術品と約 230 点の備品について、令和 8 年度中に台帳と現物の突き合わせ確認を行います。 令和 9 年度以降は、点数の大幅な増加がなければ、原則毎年度 1 回は確認作業を行うこととし、差異が発見された場合には原因調査を行うこととしました。 【検討中】
96	新潟市新津美術館	美術品の運搬にかかる一者随意契約について 意見 24 新潟市新津美術館では美術品輸送等業務において、一者随意契約によっている。当該業務は、美術品を取り扱うという特殊な梱包や輸送等の作業を伴うものであり、専門の作業スタッフを要する業者は新潟県内では当該業者のみとしているものである。 しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、随意契約を締結する上での留意すべき事項として随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない旨、単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない旨が定められている。 この点、過去に何らかの調査が行われたと考えられるが、現時点として候補となる業者がどれだけあるのか、見積がどの程度の差額が出る	令和 8 年度より、美術品輸送等業務の発注に当たっては、入札参加資格者名簿登録事業者へ業務の仕様内容に対応が可能かどうか聞き取りを行います。 これにより、対応可能な業者が複数ある場合は、入札や見積合わせにより委託業者を決定します。 【検討中】

		のかといった情報はない。仮に一者随意契約を行うにしても、適時に情報の収集と比較を行った上で契約締結をすることが望ましいと考える。	
99	歴史文化課	文化財保存活用地域計画の策定について 意見 25 新潟市では、文化財保存活用地域計画を策定していないが、市民を巻き込んで地域社会総がかりで文化財を確実に継承するため、また、新潟市の文化財行政が目指す方向や今後の取組の内容を明確にするためにも、新潟市の上位計画も含めた他の計画と関連付けながら、文化財の保存や活用に関する総合的な計画を策定することが望ましい。	関係課や国・県と協議し、令和9年度からの計画策定に向け、準備を進めています。 【検討中】
101	歴史文化課	文化財保護のための資金調達について 意見 26 新潟市では、現状、行政予算で資金を確保しているが、行政予算のみで文化財を保存し活用していくことには限界があるため、多様な資金源を確保することが持続可能な文化財保護につながると考えられることから、文化庁から公表されている「文化財保護のための資金調達ハンドブック」等を参考に、行政予算以外の資金調達の方法を検討することが望ましい。	本市所有の文化財や本市に所在する民間所有の文化財について、持続可能な保護策を構築するためには、多様な資金源を確保することが重要である点については認識しています。 このため、本市所有の文化財については、文化庁が示す文化財保護のための資金調達等を参考に、ふるさと納税などの工夫や検討を進めます。 また、民間所有の文化財の保存については、現在、所有者の自己負担及び行政の補助金の充当が主な財源となっていますが、今後はますます、行政予算に限らず多様な主体による資金調達が求められます。 このため、本市では、文化財所有者が行うクラウドファンディングの取組については、文化財保護の取組への協力を周知しているほか、修理などが課題となっている所有者には、研修会の案内を所有者に行うなど、取組が進むよう支援を行っています。 【検討中】
103	歴史文化課	新潟市文化財保護調査事業費補助金の予算設定方法について 意見 27 新潟市文化財保護調査事業費補助金は、現状、個別予算ではなく枠配分予算として区分されているが、枠配分予算よりも個別予算のほうが馴染むものと考えられる。そのため、予算設定方法を見直すことが望ましい。	関係課と情報共有を行い、令和9年度以降の予算設定方法について協議を行っています。 【検討中】

104	歴史文化課	新潟市歴史博物館に係る寄附相談記録の一元管理について 意見 28 新潟市歴史博物館では、寄附相談に関して一覧化された記録は作成しておらず、相談件数が何件あったのか把握できていない。寄附相談に関して、最終的に受け入れとならなかったものも含め、誰がいつどのような相談に対しどのような対応を行ったのか一覧表を作成することで、相談内容の傾向や過去の対応を確認することが可能となり、業務の見える化にも資する情報になると考えられるため、相談案件については相談記録を一元管理し、関係者内で共有することが望ましい。	令和7年度の寄付相談分から相談記録の一覧表を作成し、関係者内で共有するよう改めました。 【措置済み】
105	歴史文化課	新潟市歴史博物館に係る寄附受入について 意見 29 新潟市歴史博物館は、寄附受入基準をホームページ等により公表していないが、明らかに受入対象とならない歴史資料の寄附依頼を抑止する観点から、ホームページ等で受け入れ基準を公表することが望ましい。	他館や他都市の状況を考慮しながら、受入基準の公表に向けて検討を進めていきます。 【検討中】
105	歴史文化課	新潟市歴史博物館に係る寄附受入について 意見 30 現状受入基準は明確になっているが、廃棄基準は定められていない。受け入れるのみで廃棄しなければ、歴史資料は増える一方で、保管・管理に限界を迎えることは明らかであることから、廃棄基準を定めることを検討することが望ましい。	他館や他都市の状況を考慮しながら、廃棄基準の制定に向けて検討を進めていきます。 【検討中】
105	歴史文化課	新潟市歴史博物館指定管理業務に係る業務報告について 指摘 13 基本協定書第27条の2で要求される報告事項が業務報告書に記載されていなかった。業務報告書を確認する際、報告事項に漏れがないか確認し、漏れや不足がある場合、事業者には業務報告書の再提出を求めるべきである。	当該施設の指定管理者に伝達し、令和6年度業務報告書の再提出を求め、記載漏れのあった事項が追記されたことを確認しました。今後も業務報告書の提出があった際は、適正であるか確認します。 【措置済み】
108	歴史文化課	ほ場整備関連平面図作成業務に係る一者随意契約について 指摘 14 ほ場整備関連遺跡調査計画平面図作成業務について、地方自治法施行令第167条の2第1	ほ場整備関連遺跡調査計画における関連平面図作成業務については、稲刈り後の限ら

		項第7号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に該当するとして一者随意契約を行っているが、市場調査等を行われていない。「時価に比して著しく有利な価格」であることを確かめるために、他社から見積書を入手する等の市場調査を行った上で、随意契約を締結するべきである。	れた期間に試掘調査を行い、概ね1月頃に得られる調査結果に基づき、仕様の作成、平面図の発注・作成・納品・検査を年度内に完了する必要があります。 令和7年度の契約締結に際し調査したところ、この短い期間内で対応ができる技術力を持った事業者は、当該業者を除いては存在せず、業務を打診したすべての業者からも履行不可能との回答がありました。 また、価格の優位性についても、納期の条件を除き、仮に業者側の希望する期間の条件で履行した場合の見積額の提示を依頼したところ、当該受注業者の提示する価格が安価であることを確認しました。 これらの理由により、令和7年度は一者随意契約により契約締結しましたが、今後も履行可能な業者が他にいないか、適宜確認したうえで、契約事務を適正に行います。 【措置済み】
112	新潟市新津鉄道資料館	新潟市新津鉄道資料館運営協議会の未開催について 意見 31 令和6年度においては新潟市新津鉄道資料館運営協議会が開催されていなかった。 協議会が未開催となることで、有識者からの意見聴取の機会が失われ、資料館の運営に対する透明性・客観性が低下する恐れがある。また、年度ごとの事業計画や予算執行に関する議論が十分に行われない可能性があることから、協議会は少なくとも年1回開催することが望ましい。	令和8年3月24日に開催しました。今後毎年1度の開催に向け、調整を進めます。 【措置済み】
113	新潟市新津鉄道資料館	新潟市新津鉄道資料館に係るアンケート結果の活用について 意見 32 新潟市新津鉄道資料館では、館内受付にアンケート用紙を設置し、来館者からアンケートを収集しているが、令和6年度においてアンケートの集計が行われていなかった。 アンケートは、利用者の声を事業運営に反映させる重要な手段であるため、適時・適切に集計し、事業運営に役立てることが望ましい。	令和7年度末に令和6年度、7年度分の集計を行いました。 アンケートの結果については運営協議会や館内での共有を図ることで、今後の事業運営につなげます。 【措置済み】
113	新潟市新津鉄道資料館	新潟市新津鉄道資料館に係るアンケート結果の活用について 意見 33 新潟市新津鉄道資料館のアンケート集計作業は例年、年に1度纏めて実施しているが、集計作業を月次単位で実施することで、作業の平	月次単位でアンケート結果を速報的に共有し、集計結果については年間のほか四半期単位などで共有を検討します。

		準化、アンケート内容のタイムリーな把握が可能となるため、集計作業の実施タイミングの見直しも合わせて検討することが望ましい。	【検討中】
114	新潟市新津鉄道資料館	新潟市新津鉄道資料館におけるミッションの再定義について 意見 34 新潟鉄道資料館活性化検討委員会にて、新潟市新津鉄道資料館の 3 つのミッションとそれを実現するための運営方針が示されてから 10 年以上経過していることから、これまでの事業運営の成果を評価し、新潟市新津鉄道資料館の今後の在り方、ミッション及び運営方針の見直しの可否を検討することが望ましい。	活性化検討委員会で示されたミッション及び運営方針の見直しについては、その要否も含め運営協議会での意見も参考に検討を進めます。 【検討中】
115	新潟市新津鉄道資料館	固定資産台帳の計上漏れについて 意見 35 新潟市では「新潟市新津鉄道資料館電車運転シミュレータ更新業務委託」に基づき、電車運転シミュレータを取得しているが、固定資産台帳に登録されていなかった。 業務委託契約のため資産を購入したという認識がなかったとのことであるが、本件は成果物を伴う請負契約に基づく資産取得であるため、当該シミュレータを新潟市の固定資産として、固定資産台帳に適切に登録すべきである。	固定資産台帳への登録については、財産事務所管課に確認しながら進めています。 【検討中】
116	新潟市新津鉄道資料館	展示車両に係る固定資産台帳の償却区分について 指摘 15 展示車両に係る固定資産台帳における減価償却の取り扱いが異なっており、不整合が生じている。展示車両を減価償却すべきか否かについて、展示車両の位置付け、性質等を検討し、同一種類、同一性質の資産については同様の処理を行うべきである	減価償却の取扱については、他館及び他都市の状況も参考に、適切な取扱方法の検討を進めます。 【検討中】
118	新潟市新津鉄道資料館	収蔵品の管理について 意見 36 新潟市新津鉄道資料館の収蔵品が一元管理されていないため、収蔵品を検索することや、保管場所を容易に確認することができない状態となっている。現状、デジタルアーカイブシステムには画像情報の準備が整ったもののみを登録しているが、画像情報の有無に関わらず、収蔵品管理台帳（エクセルファイル）の情報を全てデジタルアーカイブシステムに登録することで、収蔵品を一元管理することが可能になることから、デジタルアーカイブシステムに文字情報を集約し、一元管理できる台帳とし	収蔵品管理台帳（エクセルファイル）の情報をデジタルアーカイブシステムに移行する作業を進めています。 【検討中】

		て活用することが望ましい。	
118	新潟市新津鉄道資料館	収蔵品の管理について 意見 37 新潟市新津鉄道資料館における収蔵品の管理について、収蔵品の重要度に応じた区分は設けておらず、全て同レベルでの管理となっているが、重要度に応じた区分（ABC 区分）を設けてメリハリのある管理方法を検討することが望ましい。	収蔵品の管理方法については、他館や他都市の状況も参考に検討を進めます。 【検討中】
120	新潟市新津鉄道資料館	新潟市新津鉄道資料館デジタルアーカイブ事業に係る実績報告の入手について 意見 38 新潟市新津鉄道資料館ではデジタルアーカイブ事業の運用に、年間約 100 万円規模の支出が継続的に行われているが、ウェブサイトのアクセス数等の利用状況の把握が行われておらず、デジタルアーカイブ事業に係る効果測定や事業評価が適切に実施できていない状況にある。そのため、ウェブサイトへのアクセス数や利用者の動向に関するデータを収集し、事業評価を適切に実施することが望ましい。	ウェブサイトへのアクセス数については、実数の把握を行いました。 今後は数値による評価も含め、適切な事業評価を行います。 【検討中】
122	新潟市新津鉄道資料館	新潟市新津鉄道資料館デジタルアーカイブ事業に係る「情報セキュリティに関する遵守状況報告書」の未入手について 指摘 16 新潟市新津鉄道資料館では、デジタルアーカイブ事業に係る情報セキュリティに関する遵守状況報告書を入手していなかった。情報セキュリティの確保と契約履行の観点から、委託業者に情報セキュリティに係る遵守状況報告書の提出を求め、提出された報告書の内容を確認し、情報セキュリティに関する要求事項が遵守されていることを検証すべきである。	情報セキュリティに係る遵守状況報告書について、令和 7 年度末に提出を受け、適切に遵守されていることを確認しました。 【措置済み】
123	新潟市新津鉄道資料館	電車運転シミュレータ更新業務に係る先日付の履行届について 指摘 17 新潟市新津鉄道資料館電車運転シミュレータ更新業務に係る履行届の日付が先日付で提出されていた。委託業者から提出された履行届が先日付で提出された場合、文書の信頼性やコンプライアンス上の問題があるため、実際に履行した日付で再提出するように指導すべきである。	実際に履行した日付で再提出するよう委託業者へ指導し、受領しました。 【措置済み】

124	新潟市新津鉄道資料館	電車運転シミュレータの広報について 意見 39 新潟市新津鉄道資料館では、電車運転シミュレータのプロモーションとして、SNS やお知らせなどでの周知は行っていたが、ホームページの展示物紹介には掲示されていなかった。そのため、ホームページの展示物紹介に掲載し PR することが望ましい。	令和 8 年 2 月に当館のホームページに掲載しました。掲載内容の充実についても検討しています。 【措置済み】
127	新潟市文化財センター	新潟市文化財センター運営協議会の開催日の周知について 意見 40 新潟市文化財センター運営協議会は、市民参加を前提とした公開の場であるにもかかわらず、周知方法が限定的であるため、潜在的な傍聴希望者に情報が届いていない可能性がある。今後は、ホームページやインターネットを活用した広範な周知を行うことで、市民参加の機会を拡充することが望ましい。	令和 8 年度の会議開催について、区役所等の掲示板に掲載したほか、市ホームページへも掲載しました。 【措置済み】
128	新潟市文化財センター	新潟市文化財センター運営協議会の会議資料及び議事録の公表について 意見 41 新潟市文化財センター運営協議会の会議次第、会議内容及び会議要旨が記載されているが、項目及び概要のみにとどまっており、市民への情報公開として十分ではないと考えられる。運営協議会の協議内容をより明確に伝えるため、議事要旨を詳細に公表することが望ましい。併せて協議会で使用された会議資料を公開することで、議論の背景や根拠を市民が理解できるようにすることが重要である。	令和 8 年度開催の会議終了後、詳細な議事要旨と会議資料を公表します。 【検討中】
129	新潟市文化財センター	埋蔵文化財管理システム（GIS のサブシステム）の活用について 意見 42 新潟市では出土品を管理するシステムとして埋蔵文化財管理システム（GIS のサブシステム）を導入しているが、全ての出土品は登録されていないため台帳としては機能していない。埋蔵文化財管理システムに全ての情報を登録し、台帳として一元管理することが望ましい。	現在の埋蔵文化財管理システムでは、発掘調査で作成するエクセル台帳との不具合が生じており、台帳として一元管理するには機能不十分のため、抜本的な改良が必要です。改良にあたっては多額の経費が掛かるほか、機能についても再考が必要なため、今後の課題として検討していきます。 【検討中】
130	新潟市文化財センター	考古資料の貸出の管理について 意見 43	

		現状の管理方法では、考古資料の貸出状況を体系的に把握することが困難であるため、貸出状況がわかる管理表を作成し、貸出・返却の履歴を一覧化することで、効率的かつ透明性の高い管理体制を構築することが望ましい。	令和7年度中に貸出管理表を作成し、一覧化済みです。 【措置済み】
131	新潟市文化財センター	固定資産の実査について 意見 44 新潟市文化財センターでは、備品管理システム上の台帳と現物の照合は近年行われていない。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の实地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが望ましい。	令和8年5月中頃から備品管理システム上の台帳と現物の照合を行いました。旧埋蔵文化財センターから移転した当初の物品も多数あり、その中には未確認のものもあるため、今後も照合作業を進めます。 【検討中】
134	新潟市文書館	新潟市文書館におけるデジタル保管への移行の推進について 意見 45 特定歴史公文書は原則として永久保存とされているため、年々新たな文書が追加されることにより、保存対象は継続的に増加する。文書館の保管スペースには限りがあるため、可能な限り紙媒体での保管ではなく、デジタル保管への移行を検討することが望ましい。	特定歴史公文書のデジタル保管への移行は、保存場所の省スペース化のみならず、資料の永久保存の観点からも有効な手段で行わなければいけないことと認識しています。 デジタル化の手法や移行する資料の優先順位などをはじめ、移行に係る期間や費用などの諸課題について検討を進めていきます。 【検討中】
135	新潟市文書館	特定歴史公文書の選別に係る基準の明確化について 意見 46 特定歴史公文書の選別に係る具体的な選別基準がないため、選別基準や具体例等を示すことが望ましい。	令和7年12月に公文書管理審議会にて中間報告を行い、現状の課題と問題点を示すとともに、令和8年3月には文書館運営協議会においても専門委員からの助言をもらうなど、具体的な選別基準の策定に向けて作業を進めています。 【検討中】
139	スポーツ振興課	(公財)新潟市スポーツ協会の自主財源確保に対する積極的な関与について 意見 47 新潟市としては(公財)新潟市スポーツ協会自らが自主財源の確保を行い、そのための活動の活性化が望ましいと考えており、新潟市の外郭団体評価の中でも改善事項として取り上げている。しかし、(公財)新潟市スポーツ協会は、民間の法人ではあるが、公益財団法人とい	市スポーツ協会が自主財源を確保し、活動を活性化させていくためには、本市の関与・協力が必要であると認識しています。本市としても、他都市事例を踏まえ、将来的な指定管理業務等の受託が同協会の自主財源確保に有効と考えており、そのために必要な組織力強化やノ

		う事業に制限がある法人であるとともに、事務局員の体制も十分とはいえない。また、他の地域におけるスポーツ協会においては、地方自治体からの指定管理業務や指定管理業務の中での自主事業、地方自治体からの事業の業務委託等により、財源を確保しているケースが多いと考えられる。 そのため、(公財)新潟市スポーツ協会が自主財源を確保していくことは重要な課題であるものの、その解決には新潟市の積極的な関与も重要であると考えられ、(公財)新潟市スポーツ協会の自助努力はもちろんのこと、新潟市としてもアイデア出しや指導機能を発揮していくことが望ましい。	ノウハウの獲得に向けて、他団体との合併の可能性を含め、引き続き検討を進めていきます。また、本市と同協会の役割分担を整理する中で、本市からのスポーツ事業の委託や、組織・財務基盤の強化に向けた施策などについても、必要な協議や関与を行っていきます。 【検討中】
140	ス ポ ー ツ 振興課	(公財)新潟市スポーツ協会の組織・体制のあり方と市の支援について 意見 48 (公財)新潟市スポーツ協会の自主財源確保が重要課題となっている中、自主財源確保とマンパワー確保のため、合併により組織・体制の見直しを行うという案も出ている。 (公財)新潟市スポーツ協会が組織・体制の見直しを行うにあたっては、新潟市としても影響が大きいと考えられることから、可能な範囲で手段の検討や実行日について支援することが望ましい。	他団体との合併に関しては、当事者間での主体的な協議が最重要と考えていましたが、現状、協議が停滞している事実を受け止め、今後、合併へ向けた手法構築、工程の作成、協議の主導など、より主体的な支援、関与を行っていきます。 【検討中】
141	ス ポ ー ツ 振興課	新潟市スポーツ推進計画の目標に対する弾力的な対応について 意見 49 新潟市スポーツ推進計画第3次「スポ柳都にいがた」プランが策定されているが、令和6年度の実績では多くの項目が目標を達成できており、おおむね堅調に推移しているものと考えられる。計画がおおむね堅調に推移していることは歓迎すべきことではあるが、計画策定がコロナ禍であったことから目標値がやや控えめに設定されてしまい、実績が目標値よりかなり超過している項目もある。 計画は長期のものであり、単年ごとに計画を修正するような性質のものではないが、達成状況に応じて力の入れ方を見直すことは可能であると考えられるため、計画と実績を踏まえた弾力的な実施計画の運用が望ましい。	市スポーツ推進審議会にも諮りながら、実施計画の運用の見直しに努めます。 【検討中】
143	ス ポ ー ツ 振興課	新潟市が有する体育施設等のあるべき体制の策定について 意見 50 令和4年3月に新潟市財産経営推進計画が公表され、併せて新潟市公共施設再編案が策定されている。このような中、新潟市が有する体	所管するスポーツ施設については、平成27年4月の使用料改定時に開催可能な競技等から施設ランクの整理を行い、地域間で異なっ

		育施設等についても再編案が示されているが、現状スポーツ振興課として具体的な施設のあるべき体制についての方針は定められていない。 スポーツ振興課としても所管するスポーツ施設について施設としてのランク（開催可能な競技など）、人口や利用者の人数に対する数、地域性などを考慮の上、あるべき施設体系の検討を行い、再編案との調整を行いながら計画的に進めることが望ましい。	いた使用料や免除の不平等を解消しています。 あるべき施設体系については、公共施設のこれからを考える基本的な指針により利用圏域ごとの方針を定め、公共施設再編案を基本に中学校区単位から再編に取り組んでいます。 【措置済み】
148	ス ポー ツ 振興課	新潟市体育館にかかる対応について 意見 51 新潟市財産経営推進計画に併せて公表された新潟市公共施設再編案では、新潟市体育館は短期（10年を目途）廃止の方針とされている。一方で、その後どのような対応とするかは具体的に決まっていない。 施設の老朽化は止まらない一方で、廃止や大規模修繕、建て替えといった方向性になるとしても短期的に対応できるものではないことから、方向性を決めた上で、ロードマップを作成するなど計画的に対応していくことが望ましい。	令和8年2月16日の市長記者会見にて、アリーナの実現を核とした白山エリアのスポーツ施設再編を本格的に進めていくことを公表しており、新潟市体育館の廃止に向けた整理に取りかかっています。 【措置済み】
149	ス ポー ツ 振興課	スポーツ施設にかかる指定管理業者の現金取り扱い事務に対するモニタリングについて 意見 52 スポーツ施設において、利用料金の徴収など現金を扱うこともある。新潟市は、現金の管理状況について指定管理者の事務管理状況のチェックも行っているが、現金実査や証票等との照合といったところまでは行っていない。 立ち入り検査時のチェック項目に現金実査等を加えることにより、より効果的なモニタリングになると考えられ、現金に関するモニタリング方法について改めて検討することが望ましい。	基本協定書に基づく業務実施状況確認の際に、これまで実施してきた現金の管理状況や事務管理状況のチェックに加え、現金実査等の実施に向け、指定管理者と協議をしていきます。 【検討中】
150	ス ポー ツ 振興課	スポーツ施設の備品の棚卸について 意見 53 備品については、台帳を整備の上管理している。新たに取得したものについては現物確認の上、台帳に記録しているが、定期的な棚卸を行った上で台帳と現物との突き合わせは行っていない。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。	定期的に物品の実地調査を実施できるように、時期や方法について指定管理者と協議をしていきます。 【検討中】

151	ス ポ ー ツ 振興課	公の施設目標管理型評価書（陸上競技場、新潟市体育館）の令和５年度評価結果未掲載について 指摘 18 新潟市では、目標管理型評価制度導入施設（指定管理者）について、市ホームページにて各施設の指定管理者選定過程とともに目標管理型評価書を公表しているが、新潟市体育館、新潟市陸上競技場の指定管理者について、包括外部監査時において開示されているべき令和５年度の評価結果が未掲載となっていた。 指定管理者の評価状況を把握できる重要な情報開示と考えられるため、適時適切に開示することが必要である。	新潟市体育館、新潟市陸上競技場の指定管理者について、令和５年度の評価結果を令和８年５月２２日に市ホームページに掲載しました。 【措置済み】
151	ス ポ ー ツ 振興課	指定管理者の施設目標管理型評価書が継続的に「C」となっている事項への対応について 意見 54 指定管理者の施設目標管理型評価書において、継続的に評価が「C」評価となっている項目があり、個別の改善策や改善状況は見えづらい状況である。 「C」評価となっている項目については、指定管理者が提出する事業計画書に改善策を追加させるように指導するなど、適切な指導を行うことが望ましい。	利用者数や管理運営経費などの指標を「C」評価としていましたが、新型コロナウイルス感染症や物価・人件費高騰など外的要因を考慮した指標の見直しを行っていなかったため、達成が困難な状況にありました。 外的要因を考慮した指標設定となるよう指定管理者と協議をしていきます。 【検討中】
153	ス ポ ー ツ 振興課	新潟市アイスアリーナの指定管理業務について、継続的に収支がマイナスとなっていることに対する指導機能の発揮について 意見 55 新潟市アイスアリーナの指定管理者による収支報告書によると、令和４年度から指定管理料収支状況は継続してマイナスとなっている。収支がマイナスとなると、継続的な事業運営が困難となるとともに、必要以上に経費節約などが行われることでサービスの低下を招くリスクがあると考えられる。また、施設の老朽化に伴い、修繕等の整備費用は増加していくことが考えられる。 新潟市は収入増加策や費用削減策について指導監督を行うほか、利用料金の見直しといった抜本的な改善策も視野に検討を行うことが望ましい。	令和７年９月議会にて、物価変動等の影響を反映した条例改正を行い、令和８年度より料金改定を実施しました。 また、サービスの低下を招くことがないよう、定期的なモニタリングを実施し、要求水準書や業務計画書に定める水準を満たさない場合には、指定管理者に改善を求めるほか、その後も水準に達しない場合は、維持管理・運営業務委託契約に基づき業務改善勧告など必要な措置を講じていきます。 【措置済み】
154	ス ポ ー ツ 振興課	スポーツ施設にかかる指定管理者の公募についての検討について 意見 56 新潟市アイスアリーナに関する指定管理者	平成２４年度の公募は、総合評価一般競争

		の公募については、応募者が 1 者となっている。 応募者が 1 者しかない状況では、金額やサービスの比較検討ができないことから、効果的かつ効率的な施設運営へとつながらない可能性がある。応募者が少ない要因の分析を行うことで、競争原理が働くように見直すことが望ましい。	入札で実施したため、競争性は確保していますが、設計・施工・運営を一括発注する DBO 方式であったため、参加グループの組成が難しく、1 者のみの応募となった可能性があります。 次期指定管理者の選定については、運営事業者のみの公募になるため、前回よりも参画しやすくなり、競争原理が働くと考えています。 【不措置】
156	ス ポー ツ 振興課	指導者育成にかかる事業の見直しについて 意見 57 新潟市スポーツ推進計画第 3 次「スポ柳都にいがた」プランの基本方針 2 として、競技力の向上、人材育成の推進が掲げられており、指導者の育成・資質向上も目標とされている。その施策として新潟市「スポ柳都にいがた」指導員養成研修会が実施されている一方、(公財)新潟市スポーツ協会が行っているスポーツ指導者研修会も指導者の育成・資質向上の施策とされている。 それぞれの研修会の位置づけや方針を定めより実効性の上がる研修体系を構築するか、統合することで一貫通貫的な研修体系とするなども考えられる。外郭団体を含めた新潟市全体としての指導者育成事業の推進方法について見直しの余地があると考えられる。	スポーツ指導員養成研修について、今後の研修会の位置づけや方針を検討するため、令和 7 年度の市主催研修を休止し、検討した結果、令和 8 年度以降の市主催研修会を廃止することとしました。 今後は、指導者の育成・資質向上につながる研修内容となるよう、スポーツ協会の指導者研修会について、市が企画立案の段階から連携し、事業の推進を図っていきます。 【措置済み】
157	ス ポー ツ 振興課	スポーツ観戦招待事業にかかる配分の見直しについて 意見 58 新潟市の事業として、スポーツを観る機会・交流機会の拡大を意図したスポーツ観戦招待事業がある。当該事業は、小中学生とその保護者を試合の観戦に招待する事業であるが、予算額の見直しはされているものの、対象となるスポーツは変化していない。 事業の趣旨からすれば、サッカー（男子）以外のスポーツを観る機会を増やすことにも意義があると考えられるとともに、現状対象となっているスポーツ以外のスポーツについても観る機会を提供することも検討の余地があるものと考えられる。 当該事業の趣旨に照らし合わせて、対象となるスポーツの選定、予算の配分について検討することが望ましい。	令和 8 年度予算において、サッカー（男子）の配分を見直し、サッカー（女子）及び野球の配分を拡充するなど、見直しを行いました。 【措置済み】
158	ス ポー ツ 振興課	事業遂行における効果を図る指標としての情報収集について 意見 59	

		新潟市として様々なスポーツ振興施策を実施しているが、施策の検討にあたっては様々な要素を考慮しており、施策の効果については参加者数や実施回数といった指標により判断している。しかしながら、各スポーツの競技人口がどの程度なのかといった情報については詳細な情報を持っていない。 効果的かつ効率的な施策を実施するために、競技人口も含めどのような情報が必要かを改めて見直した上で、情報収集することが望ましい。	現時点で指標を見直す予定はありませんが、今後も事業効果の把握に努めるとともに、適切な評価となるよう、情報収集に努めます。 【不措置】
159	ス ポー ツ 振興課	国際・全国大会等誘致に向けた合宿受入れ事業における効果拡大策の検討について 意見 60 国際・全国大会等誘致に向けた合宿受入れ事業は、合宿の誘致は行われているものの、ショートトラックスピードスケートを除けば必ずしも継続的な合宿の実施や対象競技の拡大には繋がっていないと考えられる。 継続しない要因分析やより選ばれる都市となるための施策分析を行うことで、事業の効果を上げるための検討を行うことが望ましい。	令和7年度より、新潟観光コンベンション協会合宿補助金の要綱改正を行い、補助対象を社会人や実業団、大学生チームまで拡充しました。その結果、新潟市アイスアリーナにおける県外大学等の合宿件数が増加しました。 また、合宿地の選定にあたっては、競技環境に加え、宿泊や移動環境といった総合的な要素が重視されていることから、誘致活動を主に担うスポーツコミッション等の関係団体と連携しながら、事業の効果を上げるための検討を進めていきます。 【検討中】
160	ス ポー ツ 振興課	スポーツ推進委員の体制見直しについて 意見 61 スポーツ推進委員は実技指導のみならず、地域住民と行政、スポーツ団体との間を円滑に取り持つ連絡調整役として、地域のスポーツ振興に貢献している。また、部活動の地域移行が進められる中、その役割期待は今まで以上に高くなっていると考えられる。一方で、新潟市でも委員数は減少傾向であり、委員の中には高齢者も含まれている。 役割期待が大きくなっているなか委員が減少しているため、スポーツ推進委員の役割とその役割を担うために必要な人数や体制を、改めて見直すことが必要な状況になっているものと考えられる。スポーツ推進委員の役割期待を踏まえたあるべき人数・報酬といった体制の見直しをすることが望ましい。	スポーツ推進委員の体制見直しについては、小学校区単位の委員数のあり方やスポーツ振興会との関係性など、現状の課題を整理するとともに、現委員へのアンケート調査、委員報酬の他自治体との比較などを行い、令和10年度の次期改選期に反映できるよう見直しを進めていきます。 【検討中】
162	ス ポー ツ 振興課	スポーツ推進委員の周知の必要性について 意見 62 スポーツ推進委員の地域スポーツ振興における役割期待が大きくなっていることから、ス	これまで、スポーツ推進委員の活動を周知する「スポーツ推進委員だより」を作成して

		スポーツの指導者側としてもスポーツを実施する側としても、その認知度を高めることが重要であり、スポーツ推進委員について、より積極的な周知活動を行うことが望ましい。	きましたが、推進委員にのみ周知する内容となっていたことから、令和7年度に作成した第60号の記念号では、全面カラー版にするとともに、各区で実施するスポーツ推進委員の活動紹介も掲載するなど、市民向けに周知・啓発できるものを作成し、併せて、市ホームページでも公開しました。 今後は、令和7年度に作成した広報紙をベースに、広く市民にスポーツ推進委員の役割や活動の周知を図ります。 【措置済み】
163	スポーツ振興課	新潟シティマラソン運営業者の公募の見直しについて 意見 63 新潟シティマラソンの企画・準備・運営についての委託事業者は公募しているものの、近年は1者しか応募がない状況が続いている。 応募者が1者しかない状況では、金額やサービスの比較検討ができないことから、効果的かつ効率的な大会の開催へとつながらない可能性がある。応募者が少ない要因の分析を行うことで、競争原理が働くように見直すことが望ましい。	これまで実施した公募型プロポーザルは、募集要項の公表から事業者決定までの期間が短く（11月中旬～12月下旬）、魅力的な提案や事業費の積算を検討する時間が確保できていなかったため、令和8年度に実施するプロポーザルでは、7月中に募集要項を公表するなど、事業者が十分検討できる期間を確保したスケジュールで実施する予定です。 また、事前説明会に参加した事業者で応募に至らなかった場合には、その理由を確認するなど、要因の把握・分析を行い、今後の公募に活かしたいと考えています。 【検討中】
163	スポーツ振興課	新潟シティマラソンの観光事業との連携強化について 意見 64 新潟シティマラソンは、多くの意義・役割を持っているが、新潟市在住者以外の、外国人も含めた参加者の来訪による効果に対する期待も大きい。 新潟シティマラソンは、スポーツ振興にかかる企画ではあるが、新潟市在住以外の多くの参加者来訪や、来訪に伴う経済活性化、新潟市の魅力発信を考慮すれば、新潟市の観光施策とも関連が強い。（公財）新潟観光コンベンション協会との連携も行われているが、関係各所や団体との連携強化を進め、より効果的な大会とすることが望ましい。	観光分野との連携については、既に（公財）新潟観光コンベンション協会と連携を図るほか、令和6年度から佐渡トキマラソンとの連携による誘客を図るなど、シティマラソンの開催に伴う経済活性化や、地域の魅力発信に取り組んでいます。 これまでの取組を継続するとともに、マラソンコース沿線での他イベント（食花マルシェ、古町どんどん等）とのさらなる連携強化など、関係団体とともに、スポーツ振興・観光促進につなげていきます。 【検討中】
167	（公財）新潟市スポーツ協会	（公財）新潟市スポーツ協会と新潟市との関係の明確化について 意見 65 新潟市と（公財）新潟市スポーツ協会とは、	当協会の事業は市スポーツ振興施策に沿

		相互補完的に新潟市のスポーツ振興に寄与してきている。しかしながら、人員についても新潟市からの派遣や新潟市 OB などは減少しており、財政的にも運営補助金は残っているものの、事業費補助金は令和 4 年度からカットされており、新潟市としては、民間の法人として（公財）新潟市スポーツ協会の独立性を期待する方向性となっている。 しかしながら、（公財）新潟市スポーツ協会が行っている事業は、市が行うスポーツ振興施策と無関係ではなく、独立性を高めることと新潟市の施策に矛盾が生じる可能性がある。そのため、新潟市と（公財）新潟市スポーツ協会の関係を役割と財源のあり方も含めて改めて整理することで、明確化を行うことが望ましい。	って実施していますが、新潟市からの派遣職員や市補助金停止など人員や財源が削減され、十分な議論がないまま市から移管された事業が残されている現状です。 協会の果たすべき役割や財源を含めた事業分担についてスポーツ振興課と協議を進めていきます。 【検討中】
170	（公財）新潟市スポーツ協会	（公財）新潟市スポーツ協会の自主財源について 意見 66 （公財）新潟市スポーツ協会への事業補助金が打ち切れ自主財源での運営が求められており、（公財）新潟市スポーツ協会としては収益獲得のための施策検討が必要となっている。他方で、（公財）新潟市スポーツ協会は新潟市の出捐を受けている外郭団体であり、過去の経緯から新潟市が担っていたスポーツ施策の多くを引きつい事業を行っている。また、公益財団法人という非営利法人であり、収益事業については公益目的事業に支障を及ぼさない範囲に限られることから、新潟市も自主財源の確保の検討に関与することが望ましいと考える。 また、財源確保目的も含めた他の団体との組織再編の必要性といった議論も行われているが、新潟市のスポーツ施策にも大きな影響を与えられと考えるため、新潟市と（公財）新潟市スポーツ協会とでしっかりとした協議を行うとともに、新潟市としても積極的な関与を行うことが望ましい。	事業補助金の停止後は、既存事業の見直しや民間助成金の活用など財源確保に取り組んでいます。一方で、意見 68 でもご意見のあった区スポーツ協会補助金のように行政が直接負担すべき支出も多く、基本財産の取崩が進んでいる状況です。 また、財政確保はもとより、市のスポーツ施策をより効率的に進めていくためにも、他団体との合併について市に投げかけていますが進捗が見られないことから、引き続き協議を継続していきます。 【検討中】
171	（公財）新潟市スポーツ協会	主要事業の見直しについて 意見 67 （公財）新潟市スポーツ協会は限られた財源の中で、（公財）新潟市スポーツ協会として何を実施すべきなのか何を実施していくのかについて、見直しが必要な状況となっている。 財源の状況も変わってきており、優先度と重要度をふまえて法人としての方針を定め、より効果的な事業運営が望ましい。	各種事業の公益性や必要性等を勘案し、これまでも市民ゴルフ大会や市民サッカー大会など既存事業を廃止しました。 また、令和 7 年度から市民総合体育祭やジュニア強化など事業再設計にも着手しており、今後も継続的な見直しを図っていきます。 【措置済み】
173	（公財）新潟市スポーツ協会	区スポーツ協会支援事業の在り方について	

	スポーツ協会	意見 68 (公財)新潟市スポーツ協会は新潟市各区のスポーツ協会に対して、支援事業として補助金を支払っている。ただし、各区のスポーツ協会は独自に事業を行っており、(公財)新潟市スポーツ協会は直接的には関与していない。 本来、各区のスポーツ協会の活動支援をするのはどこなのかを整理した上で、これら支援事業のあり方についても見直しが必要と考えられる。	区スポーツ協会は、各区のスポーツ担当課と密接に関わりながら地域に根差した活動を実施しています。 各区スポーツ協会の活動は、各区の実情に合わせて補助すべきと考えますが、各区スポーツ協会への支援のあり方についてスポーツ振興課と協議を進めていきます。 【検討中】
174	(公財)新潟市スポーツ協会	新潟市における各区スポーツ協会の事務負担について 意見 69 新潟市と各区スポーツ協会との連携の現在の在り方は、過去の市町村合併の影響を受けたものと考えられるが、その後見直しが図られないまま現在に至っており、新潟市と各区スポーツ協会との連携状況が統一されていない。 各区のスポーツ振興について、区行政事務を担う区役所と区スポーツ協会にて事業を行うのか、(公財)新潟市スポーツ協会が各区スポーツ協회를統括するのか、市役所・区役所・(公財)新潟市スポーツ協会・区スポーツ協会それぞれの役割とあり方について、見直すことが望ましい。	各区スポーツ協会の事務については、合併当時の影響を受け、当協会が東・中央・西区スポーツ協会の事務局を担うなど、その後の見直しがされていない状態が続いています。 意見 68 と合わせて、スポーツ振興課を中心に組織の見直しを検討していきます。 【検討中】
174	(公財)新潟市スポーツ協会	適時適切な登記事務について 指摘 19 登記事項の変更が生じた場合には、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされている。しかし、(公財)新潟市スポーツ協会では現状は事務の遅れにより2週間以内に間に合っていない。 登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類(就任承諾書等)の準備に時間を要するとのことであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配付し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。	登記事務について、令和8年5月28日の役員改選時には、業務フローを見直し提出の遅延がないよう努めています。 【措置済み】
176	(公財)新潟市スポーツ協会	役員改選における欠格事由の確認について 意見 70 (公財)新潟市スポーツ協会では、役員就任時には欠格事由の有無を確認しているが、改選時には、改めて確認するという事は行われていない。 公益認定の取り消しは、法人にとって大きな影響を与えることから、何が欠格事由に該当す	令和8年度役員改選時には、欠格事由の有無を確認するため、重任する方を含めて確認書の提出を義務付けました。 【措置済み】

		るのか、該当する事象があるのかの確認は非常に重要である。法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書等を入手することが望ましい。	
177	(公財)新潟市スポーツ協会	役員人数の見直しについて 意見 71 (公財)新潟市スポーツ協会では、現状、役員の人数が非常に大人数となっている。そのため、日程調整等が煩雑であり、適時の開催が難しい状況になっている。 適切な役員会運営のために、適切な役員人数について見直すことが望ましい。	当協会は、多数の競技団体が加盟しており、加盟団体に議決権があることで公益性を確保できていると考えていますが、他都市の事例等を調査のうえ方針を決定したいと考えています。 【検討中】
179	(公財)新潟市スポーツ協会	会長と専務理事の職務執行報告にかかる議事録整備について 意見 72 (公財)新潟市スポーツ協会では、会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないが、理事会議事録上は、報告されていることが明確に記載されていない。 適切に実施されていることがわかるように議事録に記載することが望ましい。	令和8年度から職務の執行状況について議事録に記載しました。 【措置済み】
180	(公財)新潟市スポーツ協会	加盟団体の提出書類について 指摘 20 (公財)新潟市スポーツ協会の加盟団体は、毎年4月末までに事業計画書、事業実績報告書、予算書及び決算書を本会会長に提出しなければならないが、加盟団体の事業計画書、事業実績報告書、予算書及び決算書が、往査時点にて適切に提出されていない団体が散見された。 規程に基づき適切に資料を入手すべきである。	事業計画書、事業実績報告書、予算書及び決算書は各団体の活動状況を把握するうえで必要な資料ですので、令和8年度から規程に基づき書類を徴取しています。 【措置済み】
181	(公財)新潟市スポーツ協会	競技人口の把握について 意見 73 各スポーツ施策を行うにあたって、その目的や影響、効果を検討するにはそもそもの各競技における競技人口は重要な要素と考えられる。しかしながら、現状では競技人口については大雑把にしか把握ができていない。 各施策の目的や影響、効果を検討するにあたって、競技人口等の情報把握の精度を向上させることが望ましい。	令和8年1月に加盟競技団体のクラブ数に関する調査を実施しました。 今後も定期的に調査を行い、競技人口など基礎データの収集に努めます。 【措置済み】

181	(公財)新潟市スポーツ協会	ジュニア強化補助金の事務について 指摘 21 (公財)新潟市スポーツ協会が行っている補助金等の交付にかかる事業について、「補助金等交付規則」では、提出書類の審査を経て交付することになっている。しかし、ジュニア強化事業の補助金について、交付決定は令和6年4月1日となっているものの、提出された収支予算書が令和6年7月12日と事後入手となっている事例があった。 規程に基づき、必要書類を適切に入手し、その審査を経た上で補助金を出すという事務を徹底すべきである。	令和7年度以降は補助金等交付規則を遵守し、適切な事務処理を行っています。 【措置済み】
182	(公財)新潟市スポーツ協会	ジュニアの支援方針について 意見 74 (公財)新潟市スポーツ協会では、ジュニアの強化に関する事業を行っており、その中には「にいがたスーパージュニア育成事業」「目指せオリンピック！医科学サポート事業」として、4団体についてジュニア強化の事業が行われているが、対象となるスポーツの見直しや入れ換え等は行われておらず、事業の成果も見えにくい状況である。 ジュニアの支援を行うにあたっては、実効性が上がるように、支援対象を団体にするのか個人を対象にするのか、どのような競技を対象にするのか等、支援のあり方について見直しをすることが望ましい。	当該事業については、公平かつ効果的な支援策となるよう令和7年度から見直しに着手しており、令和9年度から新制度に移行できるよう準備を進めています。 【検討中】
184	(公財)新潟市スポーツ協会	指導者育成事業の在り方について 意見 75 (公財)新潟市スポーツ協会は、スポーツ指導者の育成について指導者研修会を開催している。 新潟市でもスポーツ指導者の育成を目標として事業を行っており、目的としては重複するところがある。新潟市の事業と(公財)新潟市スポーツ協会の事業とで調整を行い、必要に応じて委託をすることで、より効果的・効率的に実施できると考えられる。	令和7年度はスポーツ振興課が主体の指導者育成は実施しておらず、事業の重複はしていません。 指導者の育成については、市スポーツ推進計画においても基本方針の1つとして掲げられており、企画立案の段階から行政としても積極的な関与が必要と思いますので、今後の事業のあり方について協議を進めていきます。 【措置済み】
184	(公財)新潟市スポーツ協会	補助金等の交付にかかる情報開示について 指摘 22 (公財)新潟市スポーツ協会における「補助	補助事業者には、交付状況の適切な公表に

		金等交付規則」の第5条において補助金に関する情報開示の定めがあり、補助金の交付に関しては、(公財)新潟市スポーツ協会、補助事業者とともに一定の情報開示が求められている。 しかしながら、現状において補助金の交付に関する情報については、公表されていないものも存在しており、規定を順守していない状況となるため不適切である。 補助金等の交付にかかる情報開示については、実態に即して規定を見直すことが必要と考える。	について促すとともに実施報告書において情報公開の状況について確認します。 また、当協会においては、情報公開の範囲を検討したうえで、必要な情報について公表できるよう検討します。 【検討中】
185	(公財)新潟市スポーツ協会	備品の管理について 意見 76 (公財)新潟市スポーツ協会では、備品の管理については「経理規程」の固定資産の管理にかかる定めによっており、取得価額が20万未満の備品については台帳に記載しない方針となっている。 しかしながら、PCや机、ロッカーといった業務上使用されている備品等がある以上は、備品の管理対象を見直した上で、定期的な現物確認を行うような運用へと見直すことが望ましい。	令和8年度から備品台帳を整備し、運用しています。 【措置済み】
186	(公財)新潟市スポーツ協会	退職金制度の整備について 意見 77 (公財)新潟市スポーツ協会では、退職金について支給する方針で考えているが、根拠となる規程は検討中という状況である。 退職金については、支給の根拠となる規程を明確に整備することが必要である。なお、退職金について規程を整備し、制度上明確になった場合には、会計上、退職給付引当金の計上が求められるため留意が必要である。	退職金に関する規程については、令和8年度から規程の整備に着手しました。 また、整備にあわせて引当金の費用計上についても適切な会計処理となるよう努めます。 【検討中】

※「措置内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について

【措置済み】は、措置を実施済みのもの、

【不措置】は、措置をしないことを決定したもの、

【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの、

を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。

なお、外部監査人の指摘または意見について【検討中】としたものは、次年度も継続して確認を行い、検討の結果を公表する予定です。また、今後の定期監査等においても、適宜、状況確認を行います。